

# 情報開示方針

## 1. 目的

本方針は、重要な会社情報の開示を全てのステークホルダーに対し、適時、適正に行うための基本方針を定めることを目的とする。

## 2. 基本方針

当社は、当社の経営方針及び事業内容に対する全てのステークホルダーの理解を深めるため、法令又は金融商品取引所の規則に基づく情報開示にとどまらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内容の充実に努める。

重要な会社情報の開示を行うにあたっての基本方針を以下のとおり定める。

### ■ 1. 関連法令及び規則等の遵守

金融商品取引法、会社法等の関連法令、及び金融商品取引所の規則等を遵守する。

### ■ 2. 透明性

開示にあたっては透明性を重視し、事実即した一貫性のある情報開示を行う。

### ■ 3. 有用性

全てのステークホルダーの視点に立った有用かつ分かりやすい開示に努める。

### ■ 4. 適時性

開示すべき事実が生じた場合は、適時に情報を開示する。

### ■ 5. 公平性

重要な会社情報は全てのステークホルダーに公平に伝達されるよう努める。

### 3. 適用対象

本方針における重要な会社情報とは、以下の情報とする。

1.金融商品取引法、会社法等の法令、又は東京証券取引所の定める有価証券上場規程を含む金融商品取引所の規則等により、開示が義務付けられる情報。

2.法令又は金融商品取引所の規則に基づく開示義務はないが、当社の経営方針又は事業内容に対する全てのステークホルダーの理解を深めるために開示することが有用であると当社が判断した情報。

### 4. 開示体制

重要な会社情報を開示する権限は、社長、企画担当役員、財務・経理・リスクマネジメント担当役員、財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐（財務担当・経理担当）、IR部長、広報部長、財務部長、主計部長及び上記の者から指名された者のみ有するものとする。

### 5. インサイダー情報の管理

重要な会社情報の管理及び役職員の株式等の売買に関する行動基準を定めた社内規則の遵守を徹底し、インサイダー取引の未然防止を図る。

## 6. 沈黙期間

当社は、決算情報の漏洩を防ぎ公平性を確保するため、決算（四半期決算を含む。以下同じ。）期末日の翌日から各決算発表日までを「沈黙期間」とし、この期間中は公表されているものを除き、決算に関するコメント及び質問への回答を行わない。

## 7. 市場の噂への対応

当社は、当社に関する情報について憶測による報道記事又は市場の噂が流布されている場合において、流布されている情報に関する問い合わせに対して、原則としてコメントを行わない。

ただし、当該情報を放置することが当社の株式の市場価格に重大な影響を及ぼす可能性があるると当社が判断した場合は、適時開示又はプレスリリースによる開示を行う等、適切な対応を行うものとする。